

和歌山市SDGs推進ネットワーク分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山市SDGs推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）規約第9条の規定に基づき設置される分科会に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 分科会は、ネットワークの会員（以下「会員」という。）間で、共通の問題や課題に対する検討の実施、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討の実施などを行うことを目的とする。

(活動計画)

第3条 分科会の設置を希望する会員は、年間の活動計画を書面でネットワーク事務局（以下「事務局」という。）に提出するものとする。

(活動報告)

第4条 分科会は、当該年度末までに、活動報告を書面で事務局に提出するものとする。

(メンバー)

第5条 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）は、会員から組織する。

2 メンバーの募集に当たっては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとする。

3 メンバーは、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第10条を遵守しなければならない。

(役員)

第6条 分科会に、分科会長1名を置く。

2 分科会長は、分科会の設置を提案する会員とする。

3 分科会長は、メンバーのうちから副分科会長を指名することができる。

4 分科会長は、分科会を代表し、会を運営する。

5 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき、又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

2 分科会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 分科会長は、必要に応じて、メンバー以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。この場合において、当該出席者に第10条を遵守させるよう必要な措置をとらなければならない。

(費用)

第8条 会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、メンバー間での自己負担とする。

(成果の報告)

第9条 分科会は、分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果（以下「検討成果」という。）がある場合は、随時事務局へ書面で報告するものとする。

(秘密保持)

第10条 メンバーは、分科会活動又は相互交流により知り得た他のメンバーの技術的な情報又は秘密を第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合は、この限りでない。

(検討成果等の取扱い)

第11条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員及びパートナー団体に共有され、会員及び事務局は、検討成果等を自由に利用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、分科会は、検討成果等に技術的な開発成果等他の会員及びパートナー団体に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると判断したときは、事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。

3 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、あらかじめ事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

(分科会の解散)

第12条 次の各号の一に該当するときは、幹事会の承認を得て分科会を解散することができる。

- (1) 分科会長からの申し出があったとき。
- (2) 第2条に規定する分科会の設置目的にふさわしくない活動があったとき。
- (3) 第4条に規定する活動報告が正当な理由なく提出されないとき。
- (4) その他会長が解散が適切であると認めたとき。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年1月20日から施行する。